

役員報酬・退職金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第 32 条の役員報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員範囲)

第2条 役員とは、定款第 26 条、第 27 条で定める社員総会で選任された理事および監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員は、その任期中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。